

新潟市動物愛護センター

シニア猫に
新しい家族を

シニア for シニア 事業 開始しました!

10歳以上の猫を対象に、
75歳までの方へ譲渡する制度です。
高齢だからこそ、
穏やかな時間を一緒に過ごしませんか？

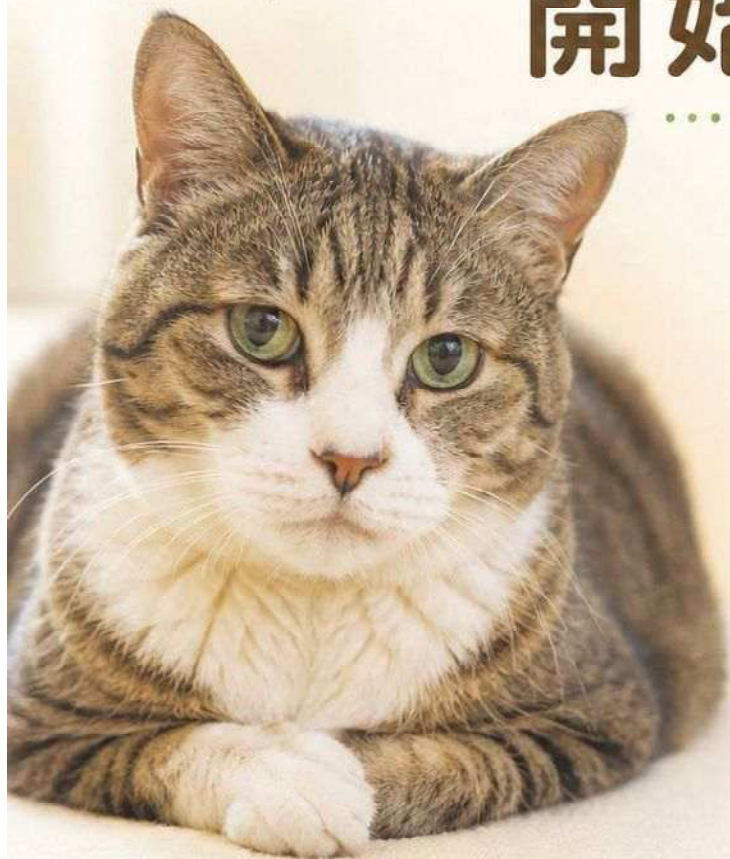
後見人  が必要です

万が一のときに猫の世話をしてくれる
後見人を立てていただきます。
安心して猫との暮らしを始められます。

ずっとの幸せを
つなぐために



新しい家族との出会いを、私たちがサポートします。
新潟市動物愛護センター 電話：025-288-0017 



確認事項

動物愛護センターから猫を譲渡する前に確認させていただきたいことがあります
下記の項目をご確認の上、**必要事項（両面）**をご記入ください

- ① 「はい・いいえ」のあてはまる方に○をつけてください
- ② 裏面の「譲渡資格調査票」を記入し、中央の点線から切りとってください
- ③ ふれあいセンター宛に**直接（休館日は受け取れません）、郵送、FAXのいずれか**でご提出ください

***講習に参加したい日の前日 17 時まで必着**

- ④ 書類審査が終わり次第、連絡いたしますのでしばらくお待ちください

1.	飼育困難になった時に、後見人が飼育できる	はい ・ いいえ
2.	家族全員が猫を飼うことに賛成している	はい ・ いいえ
3.	猫の習性や健康状態を理解し、一生涯飼育することができる	はい ・ いいえ
4.	猫を飼うことができる住環境である（持家や猫飼育可の物件である）	はい ・ いいえ
5.	猫を営利目的ではなく、家族の一員として家庭で飼育することができる	はい ・ いいえ
6.	譲渡前講習・面談を受け、猫を自分で連れて帰ることができる	はい ・ いいえ
7.	今までペットが飼えなくなり、行政に引き取りを求めたことがある	はい ・ いいえ
8.	家族の中に動物アレルギーの人はいない ※いる場合は後見人を同居以外の方で設定してください	はい ・ いいえ
9.	首輪に迷子札を着け、飼い主がわかるようにする	はい ・ いいえ
10.	定期的な健康診断を受け、体調が悪いときは動物病院に連れて行くことができる	はい ・ いいえ
11.	自分の体調管理をすることができる	はい ・ いいえ
12.	かかりつけにする予定の動物病院	
13.	完全室内飼育をすることができる	はい ・ いいえ
14.	動物愛護センターが家庭訪問する際、受け入れ可能である	はい ・ いいえ
15.	「動物の愛護及び管理に関する法律」、「新潟市動物の愛護及び管理に関する条例」等の法律やマナーを守ることができる	はい ・ いいえ
16.	抽選結果等に対する不服申し立てはいたしません。	はい ・ いいえ

*記載内容に不備がある場合、譲渡をお断りさせていただくことがあります

高齢の方も新潟市動物愛護センターから ネコちゃんを家族の一員に迎えませんか？

～飼い主のいない猫の譲渡制度～



☆「高齢者への譲渡制度」とは・・・

動物愛護センターに収容された猫のうち、10歳以上の高齢猫を対象に75歳までの方へ譲渡できる新しい制度です。

<猫を迎え入れるまで>



譲渡猫の確認

- ・譲渡対象になっている猫を確認してください。
猫は動物ふれあいセンターで見ることができます。
ホームページでもお知らせしています。

「譲渡資格調査票」 「確認事項」提出

- ・迎え入れたい猫がいたら**講習に参加したい日の前日 17 時まで**に提出してください。動物ふれあいセンター休館日は受け取れませんのでご注意ください。
- ・書類審査の後、条件に合う方に譲渡前講習の日程をお知らせします。
- ・希望の猫が先に譲渡された場合は自動キャンセルとなりますのでご了承ください。

譲渡前講習 面談 お見合い

- ・正しい飼い方、マナーなどについて講習を受けていただきます。
- ・後見人の方も一緒にご参加ください**※日程については後見人の方と予め相談の上、申し込みください。**
- ・マイナンバーカードなど本人確認できるものをご持参ください。
- ・面談の結果によっては、譲渡をお断りさせていただくことがあります。
- ・譲渡を希望する猫とお見合いをして、実際に飼うときの注意点等をご説明します。**※猫に触ることは出来ません。**



譲 渡

- ・譲渡が決まりましたら、当日中に猫用キャリーバッグ等を用いて、脱走のおそれがないような適切な方法でご自宅へ迎え入れてください。
- ・**譲渡後には動物病院で健康診断を受けてください。過去の飼育状況や既往歴が不明なので、外見には現われない病気等を持っている場合があります。**

注意事項

- ・「譲渡資格調査票」「確認事項」を提出いただいた順で書類審査となります。
- ・事前の書類審査で問題がなくても、猫の性格等により飼育環境が適さないと思われる場合は、譲渡をお断りさせていただきますのでご了承ください。
- ・動物愛護センターから譲渡する猫は、触られることが嫌いな猫や、持病のある猫もいます。それぞれの猫の特性を十分ご理解の上、迎え入れてください。

新潟市の譲渡制度について

新潟市動物愛護センターでは、保健所の犬や猫に関係する業務を行っています。
動物愛護センターで保護収容された犬や猫を、新しい飼い主に譲渡するのが「譲渡制度」です。



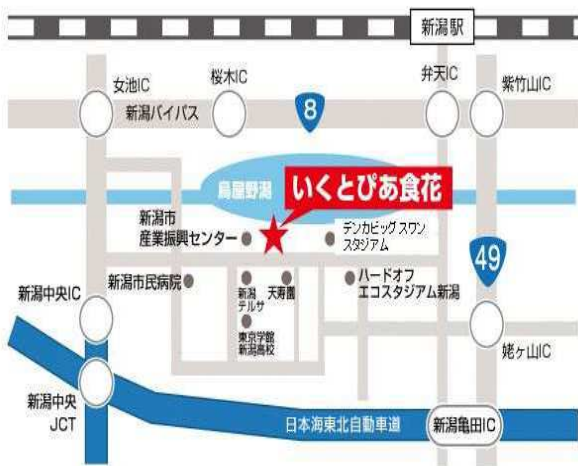
近年、動物愛護センターに収容される犬や猫は年々減少しており、新しい飼い主さんへの譲渡頭数が増加したため、殺処分が大幅に減少しました。
そのため現在は、単に不幸な動物の命を救うだけにとどまらず、譲渡後も飼い主・動物共に終生幸せに暮らすための譲渡を目指しています。しかし、高齢猫の収容が増えているため、譲渡が進まない猫も増えています。また、年齢制限があり猫の譲渡を諦める高齢の方もいらっしゃいます。猫も人も充実した生活を送っていただきたく、令和8年度に譲受者の年齢を引き上げました。

飼い主さんになる方の年齢や家族構成、飼育環境などをお聞きし、その犬や猫を終生にわたり適正に飼育できると判断された場合に譲渡となります。
誰にでも譲渡できるわけではありませんので了承ください。

ハンデキャップのある動物の譲渡について

動物愛護センターに収容される動物の中には「高齢」、「病気」、「障がい」のある動物や、「人になつきにくい」、「噛みぐせがある」など、性格に問題のある動物がいます。このようなハンデのある動物は、譲渡が非常に困難な状況となっています。
ハンデのある動物にもあたたかな家庭環境を、
生きるための希望の光を与えてください。





☆お問合せ先（いくとぴあ食花内）

- 新潟市動物ふれあいセンター

新潟市中央区清五郎 345 番地 1
TEL 025-283-1192
FAX 025-365-1400

【いくとぴあ食花ホームページ→
『犬猫譲渡案内』をご覧ください】

e-mail info_doubutsu@ikutopia.com



譲渡資格調査票



～ シニア for シニア ～

_____年____月____日

（宛先）新潟市動物愛護センター所長

飼育者（申請時の年齢66歳以上75歳以下）

住所_____

ふりがな

氏名_____年齢_____歳

電話番号 自宅_____

あてはまる口に✓と下線部分をご記入してください

携帯_____

希望する猫	猫の名前（_____）※10歳以上の猫に限る
猫を飼う理由	☐ 飼っている動物が亡くなった ☐ 今飼っている動物の仲間として ☐ その他（理由_____）
飼育経験	☐ 飼育中 ☐ 過去にある ☐ なし 〔飼育動物の種類、年齢、年数、頭数を記入〕
住居環境	☐ 自分もしくは家族の持家（一戸建て） ☐ 猫飼育可の借家又は集合住宅
家族構成	同居者の人数_____人〔詳細（例：本人、子〇才、孫中学2年、小学5年）〕

※後見人について

- ご本人が飼育困難になった場合に、本人に代わって責任を持って動物の飼育ができる方に後見人をお願いしてください。
- 後見人の方も一緒に譲渡講習会への参加をお願いします。
- 家族の中に動物アレルギーの人がいる場合は、同居以外の方で設定してください。

後見人 ※学生を除く18歳以上70歳以下の方	ふりがな 氏名_____（自署） 年齢_____歳 住所_____ 電話番号 自宅_____ 携帯_____ （同意の確認のため、日中連絡の取れる電話番号をお願いします） 飼育者との続き柄_____
後見人の飼育経験	☐ 飼育中 ☐ 過去にある ☐ なし 〔飼育動物の種類、年齢、年数、頭数を記入〕
後見人の住居環境	☐ 自分もしくは家族の持家（一戸建て） ☐ 猫飼育可の借家又は集合住宅

※飼育者・後見人ともに借家や集合住宅の場合は、管理規約や管理者の証明書などの猫が飼育可能なことが確認できる書類をご用意ください

* 調査票の内容は動物ふれあいセンターと情報共有させていただきます